

1 . 条例の目的

目的 = こどもの健やかな成長を地域全体で応援すること

この条例は、戸田市のこどもたち一人ひとりが尊重され、健やかに成長する環境づくりを推進するために制定するものです。

2 . 条例制定の考え方

様々な方の意見をお聴きし、市民の想いのつまった条例

条例の検討に当たっては、こどもへアンケートを実施し、こどもの取り巻く環境の把握に努めるとともに、児童福祉審議会や商工会、町内会、校長会など様々な方面からご意見をいただきます。

また、パブリックコメントを実施し、いただいたご意見を参考に策定します。

3 . 基本理念 (第3条第1号～4号)

一人の人間として尊重されること

- 個性や取り巻く環境に関わらず一人の人間として尊重され、安心して生きていけること

主体的に社会参加できる環境整備

- 成長段階に応じた学び、遊び等を通じて人間関係を構築し、自らの意見を表明することができる環境づくり

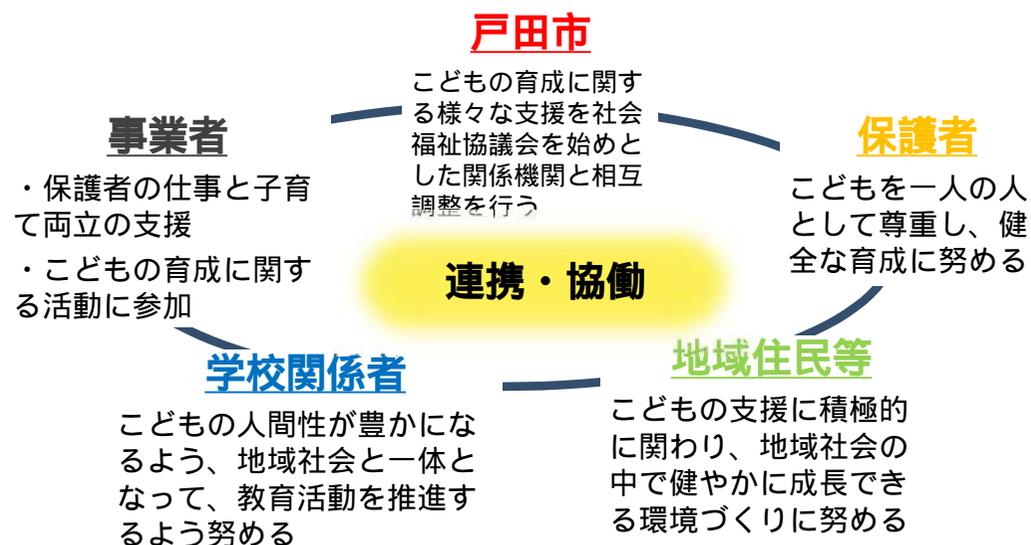
地域全体でこどもを応援する

- それぞれの責務を全うし、相互に連携すること。

切れ目のない支援

- こどもが自分らしく成長ができるように、状況に応じた切れ目のない支援を行える環境づくり

4 . 各主体それぞれの役割 (第4条～9条)



5 . 市等が行っていく取組 (第10条～16条)

- 計画の策定 (第10条)**
こどもに関する総合的な計画を策定
- 連携体制の構築 (第11条)**
各主体同士の連携体制の構築
- 地域住民の活動に対する支援 (第12条)**
- 切れ目のない子育て支援 (第13条)**
誰もが安心して生み育てることができるような様々な支援
- 安心、安全な環境の整備等 (第14条)**
- こどもの居場所づくり (第15条)**
こどもたちが安心して過ごすことができるとともに豊かな人間性を育むことができる居場所づくり
- 広報及び啓発 (第16条)**

戸田市地域で子育て支援を推進する条例

(目的)

第 1 条 全てのこどもが健やかに成長することができ、置かれている環境等にかかわらず、誰ひとり取り残されることなく、将来にわたって幸福な生活を送ることができるよう、地域全体で応援するとともに、保護者、地域住民等、学校等、事業者及び市のそれぞれの責務を明らし、地域全体での子育てを推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) こども 18 歳未満の者及び社会的にその成長への支援が必要であると認められる者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、こどもを現に監護する者をいう。
- (3) 地域住民等 市内に住み、勤め、通学する者（こどもを除く。）、又は市内で活動する個人、法人若しくは団体をいう。
- (4) 学校等 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園、保育園その他これらに類する施設及び学童保育室その他子育て支援事業を実施する施設をいう。
- (5) 事業者 市内で事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第 3 条 こどもへの支援は、次に掲げる基本理念に基づくものとする。

- (1) 性別、国籍、経済状況、障害の有無、家族のかたち等にかかわらず、差別、体罰、いじめ等を受けることがなく、安心して生きていくことができるよう、一人の人間として尊重されること。
- (2) こどもが成長段階に応じた学び、遊び等を通じて人間関係を構築し、自ら意見を表明するなど主体的に社会に参加することができる環境を整備することを旨として行われること。
- (3) 市、保護者、地域住民等、学校等の関係者及び事業者がそれぞれの責務や役割を果たすとともに、相互に連携協力して継続的に行われること。
- (4) こどもが自分らしく成長することができるように、それぞれの状況に応じた切れ目のない支援を受けられる環境を整備すること。

(共通の責務)

第4条 市、保護者、地域住民等、学校等及び事業者は、子どもたちが幸せを感じ、心身ともに健やかに成長することができるよう、連携し、協働するよう努めるものとする。

(市の責務)

第5条 市は、国、他の地方公共団体、社会福祉協議会その他の関係機関等と連携し、子どもが健やかに成長し、子どもと保護者が安心・安全に暮らせる環境の創出及び維持に努めるとともに、子どもの育成に関して関係機関等と情報を共有し、それぞれに有する責務が全うされるよう、必要な支援及び総合調整に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 保護者は、その養育するこどもの行動及び人格の形成について、責任を有することを自覚し、愛情を持って接するとともに、こどもを一人の人格を持った人間として尊重し、自立した生活を営む力を身に付けられるよう努めるものとする。

(地域住民等の役割)

第7条 地域住民等は、子どもが地域社会の一員であり、地域社会の担い手となることを認識し、こどもの支援に積極的にに関わり、地域活動を通じて健やかに成長できる環境づくりに努めるものとする。

(学校等の役割)

第8条 学校等は、子どもが**集団**生活を通じ、豊かな人間性及び社会性を身に付け、主体的に学べるように、地域社会と一体となって教育活動を推進し、生きる力を育成するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第9条 事業者は、雇用する保護者がそのこどもとの関わりを深めることができるよう仕事と家庭生活の両立に配慮するとともに、地域住民等や学校等が行うこどもの育成に関する活動に積極的に協力するよう努めるものとする。

(計画の策定)

第10条 市は、基本理念に基づき、保護者、地域住民等、学校等及び事業者が一体となって子育ての環境づくりに取り組むための指針として、子どもに関する

る総合的な計画を策定し、子育て支援のための施策の推進に努めるものとする。

(連携体制の構築)

第11条 市は、保護者、地域住民等、学校等及び事業者がそれぞれの役割を果たすことができるよう連携体制の構築に努めるものとする。

(地域住民等の活動に対する支援)

第12条 市は、子育ての環境づくりに関する活動への地域住民等の積極的な参画を促すとともに、地域住民等が行うこれらの活動に対して、情報及び交流機会の提供その他必要な支援に努めるものとする。

(切れ目のない子育て支援)

第13条 市は、誰もが安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠、出産及び子育てにおける様々な段階及び状況に応じた必要な支援に努めるものとする。

(安全、安心な環境の整備等)

第14条 市、保護者、地域住民等、学校等及び事業者は、子どもを犯罪、事故、災害の被害その他子どもを取り巻く有害及び危険な環境から守る取り組みの推進により、子どもが健やかに成長することができ、安全で安心して暮らすことができる環境づくりに努めるものとする。

(こどもの居場所づくりの推進)

第15条 市、保護者、地域住民等、学校等及び事業者は、子どもが安心して過ごすことができるとともに、自然、文化芸術等との触れ合い、遊びその他の体験等を通して、豊かな人間性を育むことができるこどもの居場所づくりに努めるものとする。

(広報及び啓発)

第16条 市は、保護者、地域住民等、学校等及び事業者の理解を深めるため、必要な広報及び啓発に努めるものとする。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

中・高生用

アンケート

- アンケートを記入する際は、各項目で該当する数字に をつけてください。

記入日	令和	年	月	日
-----	----	---	---	---

戸田市では、大人が力を合わせて、未来をつくる子どもたちを応援する条例を策定するため、このアンケートを実施します。ご協力をお願いします。

戸田市 こども健やか部 こども家庭支援室

問 1 将来の夢や目標はありますか

- 1 . はい 2 . いいえ

問 2 将来の夢や目標は何ですか

自由に書いてください。

問 3 今、力を入れていることは何ですか

- 1 . 勉強（塾等含む） 2 . 学校の行事・部活動 3 . 友達との遊び
4 . 習い事 5 . ゲーム・パソコン
6 . その他（ ）

問 4 あなたは家族に自分の意見が大切にされていると感じますか

- 1 . 思う 2 . まあまあ思う
3 . あまり思わない 4 . 思わない

問 5 あなたは周りの大人に自分の意見が大切にされていると感じますか

- 1 . 思う 2 . まあまあ思う
3 . あまり思わない 4 . 思わない

問 6 あなたは家族についてどのように感じていますか（複数選択可）

- 1 . 話を聞いてくれて、悩みや困りごとの相談にのってくれる
2 . 良いところを認めてくれる
3 . 良くないことをした時には、注意したり叱ってくれる

- 4 . あまり相談にのってくれない
- 5 . 意見を押し付けてくる
- 6 . あまり話さない

問 7

あなたは周りの大人についてどのように感じていますか（複数選択可）

- 1 . 話を聞いてくれて、悩みや困りごとの相談にのってくれる
- 2 . 良いところを認めてくれる
- 3 . 良くないことをした時には、注意したり叱ってくれる
- 4 . あまり相談にのってくれない
- 5 . 意見を押し付けてくる
- 6 . あまり話さない
- 7 . 関わりがない

問 8

あなたは、困っていることや悩み事を誰に相談しますか（複数選択可）

- 1 . 父母
- 2 . 兄弟姉妹
- 3 . 祖父母・いとこなどの親戚
- 4 . 学校の先生
- 5 . 塾・習い事の先生等
- 6 . 友達
- 7 . 近所の人
- 8 . スクールカウンセラー
- 9 . インターネットの SNS や掲示板

